

高知県おもてなし県民会議バリアフリー観光推進部会 設置要綱

(目的)

第1条 高知県のバリアフリー観光に関する観光客からの相談等への態勢を整えるため、高知県おもてなし県民会議設置要綱第4条第2項の規定に基づき、高知県おもてなし県民会議（以下「県民会議」）内にバリアフリー観光推進部会（以下「バリアフリー部会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 バリアフリー部会の委員は、県民会議委員の中から県民会議会長が指名することとし、別表に掲げるとおりとする。

- 2 部会長は、バリアフリー部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長の任期は、県民会議委員の任期満了までとする。

(会議)

第3条 バリアフリー部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、第1回のバリアフリー部会の招集は高知県観光振興部おもてなし課長が行う。

- 2 委員は代理の者を出席させることができる。

(業務の内容)

第4条 バリアフリー部会は、第1条に規定する目的のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高知県でのバリアフリー観光の相談態勢のあり方の検討に関すること。
- (2) 高知県でのバリアフリー観光の相談窓口の整備に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、高知県おもてなしアクションプラン（バリアフリー観光関係）の推進に関すること。

(関係者の意見等)

第5条 部会長は、必要があるときは、委員以外の関係者の意見を聴き、又は委員以外の関係者に関係資料の提出、その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 バリアフリー部会の事務局は、高知県観光振興部おもてなし課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、バリアフリー観光推進部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成30年9月19日から施行する。

この要綱は、令和元年8月7日から施行する。